

宇都宮商業會議所月報

第九拾四號

稟告

一 商工業の進歩發達を促すべき事實又は法律命令
其他商業の發達を阻害する事情は速に其狀
況并に之に對する御意見等御一報あらんことを
望む

一 商工業に關し獎勵すべき習慣若しくは矯正すべき
弊習等御認めの場合には細大をなく御報知あらん
ことを望む

一 地區内商工業組合の組織に關しては當所は出來
得る限り斡旋盡力すべし若し之れか組織の必要
を認められたる場合は申出られたし

一 地區内商工業組合にして總會又は役員會を場
に充つる爲め會議室の使用を望まると同時に對して
は無料にて貸與し且つ當所の事務に支障を來さ
ざる限り其事務をも補助すべし

一 地區内商工業者各位にして商工業に關する事項
に付諸官廳其他に對し本會議所の照會又は紹介
を得んことを望まると同時に是れを申出られ
たし

一 本會議所は商工業者各位の時々來所高見を演述
調査研究の資料を供給せらるゝを切望す

一 本會議所には官報、通商彙纂、商標公報、特許
公報、實用新案公報、山林公報、各地商業會議
所報告書其他商工業に關する各種統計及諸般の
有益なる圖書備付あり商工業者各位の隨時來所
閱覽あらんことを望む

宇都宮商業會議所



合名 安田銀行
宇都宮支店
(電話百五十番)

一、本店所在地 日本橋區小舟町三丁目九番地
一、支店出張所 貳拾壹ヶ所
一、各地送金 無手数料

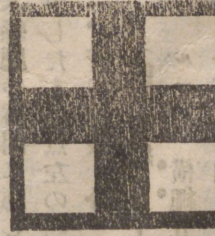
一、資本金 五百萬圓
一、積立金 三百三十餘萬圓
一、諸預金 二千八百五十餘萬圓

弊館撮影の眞寫
は長くも再度
天の光を賜ふ

器械の完全は東北一
宇都宮市旭町壹丁目

三光寫眞館
電話三二二番
山縣源吾

登錄商標



銘酒 明保野
宇都宮市鏡濱町
新部 幸吉
電話 三六四番

明保野は學理と實驗とに依て醸造したる酒質醇良
滋養豐富香味絶佳なる無比の一品にして夙に好酒
諸賢の好評を博し販路日に月に擴張の盛況に在る
は深く愛顧諸君に感謝する所なり將來益々酒質を
改良に努むべし希くは倍舊の御引立あらんことを
敬白

活版印刷
石版印刷
寫眞版印刷

宇都宮市警察前角
三共社
電話三六六五番

每行發回一月 定價部金五圓
郵費部金五圓
廣告料廿二字詰
一行金十錢
別廣告ハ三割増
約ハ一月以上待
約ハ一月以上待

印刷所 荒川 義興
印刷所 宇都宮市旭町一丁目
印刷所 宇都宮市鏡濱町
印刷所 宇都宮市商業會議所
印刷所 宇都宮市一保町七番地
印刷所 宇都宮市三共社
印刷所 宇都宮市三共社

勅語と内帑下賜

施藥救療の思召

天皇陛下には十一日午前十一時桂内閣總理大臣を御前に召させられたる勅語を下し併せて施藥救療の資として金百五十萬圓を賜はる旨御沙汰ありた

勅語

朕惟にふ世局の大勢に隨ひ國運の伸張を要すること方に急にして經濟の狀況漸々革まり人心動もすれば其の歸向を謬らむと政を爲す者宜く深く此の鑑み倍々憂勤して業を勤め教を敦くし以て健全の發達を遂げしむべし若夫れ無告の窮民にして醫藥給せず天壽を終ること能はざるは朕が最軫念して措かざる所なり乃ち施藥救療以て濟生の道を弘めむとす茲に内帑の金を出たし其資に充てしむ卿克く朕が意を體し宜きに隨ひ之を措置し永く衆庶をして頼る所あらしめんことを期せよ

同時に渡邊宮相は左の御沙汰を桂首相に傳宣せられたり

一金一百五十萬圓

右最新勅語の思召に依り施藥救療の資として下賜候旨御沙汰被爲在候此段傳宣候也

明治四十四年二月十一日

宮内大臣子爵 渡邊 千秋

内閣總理大臣侯爵桂太郎殿

最近に於ける我財界

順逆輪廻の自然の經過より推斷する時は今や我財界は不景氣の時期を經過して景氣挽回に達しつつある者あると疑を容れず即ち事實に於て大勢は着々景氣恢復に向つて進み之を物價騰貴の趨勢に鑑むるも信用の恢復手形交換高の膨脹に察するも將た鐵道客貨の増加海外貿易の増進に顧みるも更に新事業の勃興拂込資本の増加に徴するも一般景氣の恢復は正に蔽ふべからざるなり斯くて我財界は今日既に當態に恢復したる者あり不景氣の時期を脱したる者あり世の人若し之れをしも尚ほ不景氣ありと云ふべくんば天下何れの時か不景氣からさらん假令今後千百年を待つとも之れ以上の景氣恢復の時は來らざるべきなり

恢復の機運の疑ふべからざる夫れ斯くの如し然かも今觀つて國民個々の個人經濟の側は如何と見るに前來の困難は今尚依然然たる者の如し即ち成程商品の成行は圓滑にして其販賣高も著しく増加せるは事實ありと雖收入と支出とを突き合せて其純益を算する時は何れも甚だ乏し貨物の生産は需用の増加に従つて益々大規模となりたるが如しと雖も生産費は割合に減少せずして企業利潤は至て薄し此嘆聲は種々の方面より聞く所にして事實然るに相違なきなり否此嘆聲は近來に至つて益々其調子を高め行く者の如し故に若し此純益の薄少個人經濟の不如意を以て不景氣ありと謂へば即ち今日には實に大の不景氣に相違なきなり而も此意味の不景氣からは吾輩は是れ實に他に大原因の存するに基く者にして此原因を除くにあらざるは到底其挽回を期待する能ざる者あるを知るなり

今後の米價

過般發表せられたる農商務省の報告を見るに、昨年の米の實收穫は、四百六十三萬石にして、之を前年の收穫高に比して一割一分半昨年比にして四分九厘の減收を示せり、今之を基礎として本年度に於ける米の需給の大體を打算し且つ今後の米價に關する概略の豫想を立つるとし、先づ需給の大勢より之を究めんか、去三十年以降今日に至る毎年の米の需要供給、及び其過不足の關係を見るに左表の如き者あり

Table with columns for Year (年次), Previous Year's Actual Production (前年實收穫), Current Year's Actual Production (當年實收穫), and Difference from Domestic Demand (差引内地需要). Rows list years from 1910 to 1914.

(備考) 當年需要高は三十五年の四千四百萬石を標準として年々の増率を八十萬石とし推算したるものなり、輸出入米は一セキルを四斗二分とし

即ち此表を見る時は、三十七八の兩年に亘り戰役中に生じたる供給過剩は無慮千六百萬石の多きを算すと雖もその果して幾分か戰役間の特別の需要に供せられ、幾分か後年に持越れたるかは不明なり但し三十八年の不作の米價に及ぼすべき影響が其當年にも著しく現はれず、當た四十一の年の七月に至りて始めて最高に達したるを見れば、當時米の尠からざる額の戦後に持越されたるを想像し得べし、而かも其額は四十一年の半に至つて盡きたる者と推斷し得べし。而して其後の需給を見るに四十一年には二百萬石の供給超過あり、四十二年には三百三十萬石の供給超過あり、四十三年は百六十萬石の超過あり、之を合計して最近三年を通じて供給の需要に超過すること七百萬石あり、而して、其一部は四十一年以前の不足に補はれたりとするも、而かも之を差引して尠少くも五百萬石内外は殘留米として昨年より今年に持越されたるの道理ありと云はざる可らず、故に今之に昨年の收穫四千六百萬石を加ふる時は、鑿出入の關係を外にして、今年の供給は少くも五千百萬

に達すべき計算にして之を當年の需要高に對比する時は、不足は僅かに百萬石内外に過ぎず若し之に新米の乾燥不良より生ずる減耗を加ふとするも、不足恐らくは二百萬石を超へざるべし、是れ今年度に於て特に外米輸入に待つべき缺陷の程度を示す者あり、昨年の不作の聲は甚だ高しと雖も、需給の上に見れば、結果や、斯の如きに過ぎず今之を既往に徴して其類例を求めば、今年の需給は去四十二年の兩年の夫れと、略々其景況を同ふする者と云ふべし、不作の影響何ぞ夫れ輕きや

Table with columns for Year (年次), Highest Price (最高), Lowest Price (最低), Average Price (平均), and Current Year's Actual Production (當年實收穫). Rows list years from 1910 to 1914.

(備考) 本表は東京市場の定期先物相場を採る各年の相場は前年の七月以降當年六月に至る十二ヶ月間の最高最低平均を以てし、

右表は米作と米價の關係を、最も實際的に知らしめんが爲めに、新相場の現はるべき前年七月以降當年六月に至る十二ヶ月間の最高最低、平均を示したるものなり而して此表に由れば、最近の米價は、昨年七月の最低十二圓四十三錢を基點として、爾來著しく騰貴し昨年十月には最高十六圓五錢に達せり爾來今日迄多少低落せりと雖、尙最高十五圓五錢、最低十五圓二三十錢を唱へ、進程頗る強硬の狀あるが如し、而して今之を今日と需給の景況を同ふする既往の年度の夫に對照するに、昨年七月以降今日に至る七ヶ月間の米價平均は去四十二年の平均より五六十錢方低しと雖も四十二年の平均より五六十錢方高し、而して其最高は、四十一年四十二年の最高より一圓乃至二圓方低く、其最低は此兩年の最低より同く一圓乃至二圓方高し、即ち之に由りて之を見れば、最近數月を通じて強硬に持續せる十五圓臺の米價は、蓋し新年度の需給の景況に應じたる米價の相當なる平均點を推し居る者と判断し得べく、從て前途此上の大なる變化を期待し得べからざるに似たり、故に吾輩は今後の米價に對しては、或る強氣筋の豫想の如く、十七八兩の暴騰を示すべしと云ふべく、去ればと云ふて十二三圓の著しき安直も豫想されず、想ふに今後新年度の作物相場の實情を見るは、先づ十五圓臺見當を以て手堅く推進む者と見れば大過をからんか

雜穀の改良俵裝麥類豆類

栃木縣廳の諮問に應じ實行し得べき改良程度とし答申したる要點左の如し
一、管内讓渡ノ分 俵ノ長サ二尺二寸五分(四ヶ所編目六十)小口目貫ヒツ引掛ケカ、ルコト、横繩五ヶ所、俵ノ重量(附屬品共)一貫匁以内
二、管外讓渡ノ分 右ノ外更ニ一筋ノ繩ヲ以テ俵ト棧俵トヲ通シテ繩ヒ合セ裸麥、小麥ハ尙ホ縱繩ヲ十文字ニ掛クルコト
豆類
總テ吸入 重量五百匁以上六百匁以内 横繩三ヶ所 縱繩一ヶ所

▲昨年度新事業の興起
昨年の銀行會社計畫資本は合計四億八千七百萬六...

◎工場操業狀態

農商務省の調査に依れば本邦に於ける主たる工場...

の操業時間休憩時間及び休日は狀態左の如し
▲操業時間 各種工場の操業時間中最も長きは染...

◎現在海外にある同胞

▲休憩時間 休憩時間は前記操業時間中に食事時...

◎定期總會議事概要

明治四十四年一月二十七日午後四時開會全五時三...

議長(上野會頭) 出席議員十七名特別議員一名ニ...

第一 明治四十四年度經費收入支出豫算

議長(上野會頭) 出席議員十七名特別議員一名ニ...

第二 積立金豫算ノ件

議長 明治四十四年度積立豫算案ヲ議ニ附スル旨...

第三 積立金豫算ノ件

議長 明治四十四年度積立豫算案ヲ議ニ附スル旨...

第四 積立金豫算ノ件

議長 明治四十四年度積立豫算案ヲ議ニ附スル旨...

續ヲ爲スコト、スヘシ

廿四番(石田常造君) 歳入歳出共原案通り異議ナ...

議長 歳入歳出トモ通シテ讀會ヲ省略シ原案通り...

議長 歳入歳出トモ通シテ讀會ヲ省略シ原案通り...

議長 歳入歳出トモ通シテ讀會ヲ省略シ原案通り...

議長 歳入歳出トモ通シテ讀會ヲ省略シ原案通り...

議長 歳入歳出トモ通シテ讀會ヲ省略シ原案通り...

議長 歳入歳出トモ通シテ讀會ヲ省略シ原案通り...

議長 歳入歳出トモ通シテ讀會ヲ省略シ原案通り...

議長 歳入歳出トモ通シテ讀會ヲ省略シ原案通り...

議長 歳入歳出トモ通シテ讀會ヲ省略シ原案通り...

議長 歳入歳出トモ通シテ讀會ヲ省略シ原案通り...

議長 歳入歳出トモ通シテ讀會ヲ省略シ原案通り...

議長 歳入歳出トモ通シテ讀會ヲ省略シ原案通り...

議長 歳入歳出トモ通シテ讀會ヲ省略シ原案通り...

議長 歳入歳出トモ通シテ讀會ヲ省略シ原案通り...

議長 歳入歳出トモ通シテ讀會ヲ省略シ原案通り...

議長 歳入歳出トモ通シテ讀會ヲ省略シ原案通り...

議長 歳入歳出トモ通シテ讀會ヲ省略シ原案通り...

議長 歳入歳出トモ通シテ讀會ヲ省略シ原案通り...

議長 歳入歳出トモ通シテ讀會ヲ省略シ原案通り...

議長 歳入歳出トモ通シテ讀會ヲ省略シ原案通り...

議長 歳入歳出トモ通シテ讀會ヲ省略シ原案通り...

議長 歳入歳出トモ通シテ讀會ヲ省略シ原案通り...

議長 歳入歳出トモ通シテ讀會ヲ省略シ原案通り...

議長 歳入歳出トモ通シテ讀會ヲ省略シ原案通り...

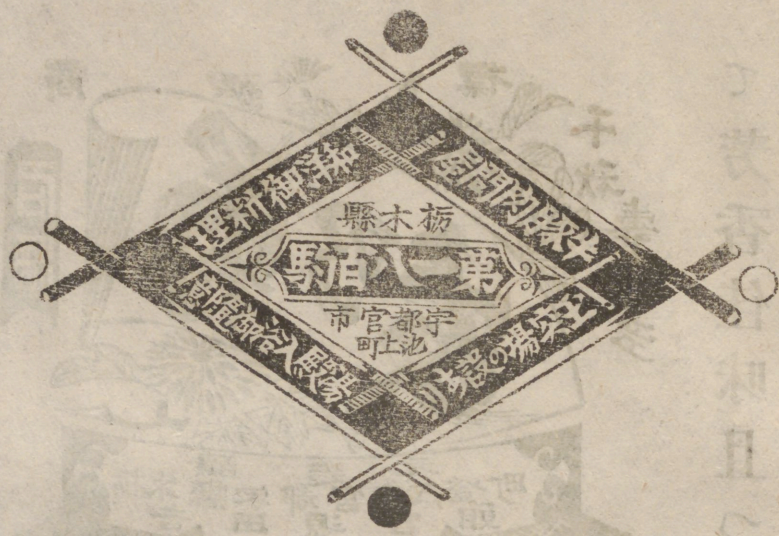
議長 歳入歳出トモ通シテ讀會ヲ省略シ原案通り...

Table of commodity prices for the left page, listing items like copper, oil, paper, and various types of rice with their respective prices and origins.

Table of commodity prices for the right page, listing items like sugar, oil, and various types of rice, including a comparison section for '澤鹿(四斗樽入)二樽'.

字都宮物價 (四十四年一月) △下落

和洋御料理及天麩羅原
 は元濱方と特約日々新鮮
 のものを重み直輸入風味
 と衛生を重んじ御手輕
 迅速は最も第一の特色



番六百七 番二百二 話電

牛肉の原料は有名なる神
 戸米澤豚肉は海外より特
 種の者を選び品質精良價
 格低廉衛生經濟富國強兵
 に欠る日常食品の親玉

目種業營

藥品賣藥醫療器械
 理化學器械
 寫真器械附屬一式
 コンデンスミルク特約店

宇都宮市馬場町
木村作次郎
 電話一七番
 日光中鉢石町
木村支店
 電話百十二番

●海陸産肥料各種
 ●入山石炭各驛一手販賣
 ●好間石炭各驛一手販賣
 ●無煙炭各種大販賣

宇都宮市石町
 針屋
村上濱吉
 電話三三番

和紙卸商 宇都宮市千手町
 油屋紙店
 相場直三郎
 電話四〇番

諸建築木材供給受負
 諸木材廉價販賣
 戸障子廉價販賣
 諸建築工事請負業
 業務擴張ノ爲メ從來ノ建具類賣場狹隘ヲ感シ着町通ニ移轉仕候條
 陸續御用命奉願候

宇都宮市日野町
半都賀屋木村店
 篠崎安平
 電話一三八番

大坂硫曹株式會社製品特約販賣
 關東硫曹株式會社製品特約販賣
 各種取揃へ有之候ニ付御用命奉願上候
 見本ノ御一報次第二早速御深可申上候

宇都宮市上河原町
手塚豊吉
 電話二二三番
 電話一三三番

金參拾萬商標
宇都宮製紙株式會社
 本店 宇都宮市宿郷町三番地
 電話二〇七番
 支店 東京府北千住中組五八五番地
 電話下谷一八八三番

寶積寺銀行宇都宮支店
 諸貸附割引爲替代金取立確實ヲ旨トシ精々御便利ニ取扱申候
 電話三五番 電略(ホウ)

大谷石材販賣

宇都宮市川向町停車場前
 大谷石商會

石材 坂本 仲
 問屋 (電話四〇八番)

光力電燈より光強シ
 アセチリン瓦斯 石油ニ優
 光料カーバイド 危険ノ虞
 其他機具一式 毫モナシ
 御注文ニ應ジ取付其他点燈迄一切請負可申候御
 一報次第店員出張萬事御協議可申候

肥料 麻苧
 藍 眞繩

宇都宮市木郷町廿八番地
 商號久喜屋

福田恒吉
 電話三〇六番
 電略クキヤ又ハキ

明治四十四年
二月廿日發行

宇都宮商業會議所月報第九拾四號附錄

公告

明治四十四年一月廿七日期總會ノ決議ヲ經タル左記經費豫算并賦課徴收法二月十日附ヲ以テ農商務省大臣ノ認可ヲ經タリ依テ公告ス

明治四十四年二月

宇都宮商業會議所

科	歳入ノ部		歳出ノ部		備考
	本年度豫算	前年度豫算	本年度豫算	前年度豫算	
第一科	賦課金	二、三八二、〇〇〇	二、三八二、〇〇〇	—	前年度豫算ニ全シ
第一科	營業税金割	一、九一二、五〇〇	一、九一二、五〇〇	—	前年度豫算ニ全シ
第二科	入頭割	四六九、五〇〇	四六九、五〇〇	—	前年度豫算ニ全シ
第二科	雑收入	一〇九、五二〇	七四、五二〇	增 三五、〇〇〇	過年度徴收金多キ見込ナルニ由ル
合計		二、四九一、五二〇	二、四五六、五二〇	增 三五、〇〇〇	
第一科	選舉費	八五、〇〇〇	八五、〇〇〇	—	本年度ニ於テハ選舉ノ見込ナキヲ以テ豫算ヲ計上セス
第二科	會議費	一〇六、〇〇〇	一〇六、〇〇〇	—	前年度豫算ニ全シ
第三科	給與費	七二四、〇〇〇	七二四、〇〇〇	—	前年度豫算ニ全シ
第四科	書記給	二二二、〇〇〇	二二二、〇〇〇	—	前年度豫算ニ全シ
第五科	賞與費	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	—	前年度豫算ニ全シ
第六科	諸報酬	五五、〇〇〇	五五、〇〇〇	—	前年度豫算ニ全シ
第七科	雜給	三五、〇〇〇	三五、〇〇〇	—	前年度豫算ニ全シ
第八科	旅費	一八〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	—	前年度豫算ニ全シ
第九科	所費	二二五、〇〇〇	二二五、〇〇〇	—	前年度豫算ニ全シ
第十科	調査費	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	—	前年度豫算ニ全シ
第十一科	公告費	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	—	前年度豫算ニ全シ
第十二科	通信費	九五、〇〇〇	七五、〇〇〇	增 二〇、〇〇〇	月報ノ郵送料増額シタルニ由ル
第十三科	消耗費	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	—	前年度豫算ニ全シ
第十四科	備品費	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	—	前年度豫算ニ全シ
第十五科	家屋費	一九五、五二〇	一九五、五二〇	—	前年度豫算ニ全シ
第十六科	修繕費	五〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	—	前年度豫算ニ全シ
第十七科	火災保險料	八〇、〇〇〇	八〇、〇〇〇	—	前年度豫算ニ全シ
第十八科	借地料	三五、五二〇	三五、五二〇	—	前年度豫算ニ全シ
第十九科	庭園手入費	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	—	前年度豫算ニ全シ
第二十科	印刷費	三〇、〇〇〇	二五、〇〇〇	增 五〇、〇〇〇	本項ノ増ハ統計表一千部一ノ部約五錢ノ見込ニテ調製セ
第二十一科	雜費	一八〇、〇〇〇	一八〇、〇〇〇	—	前年度豫算ニ全シ
第二十二科	聯合會費	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	—	前年度豫算ニ全シ
第二十三科	交際費	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	—	前年度豫算ニ全シ
第二十四科	諸雜費	二二〇、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	—	前年度豫算ニ全シ
第二十五科	豫備費	一六〇、〇〇〇	一六〇、〇〇〇	—	前年度豫算ニ全シ
合計		二、四九一、五二〇	二、四五六、五二〇	增 三五、〇〇〇	

宇都宮商
業會議所 明治四十四年度經費賦課徵收法

第一條 經費賦課ヲ分チテ營業稅制、第一種人頭制、第二種人頭制ノ三種トス

第二條 營業稅制ハ商業會議所法第九條第一項第一號第二號ニ該當スル議員選舉權者ニ營業稅納額千分ノ四十五ノ割合ヲ以テ之ヲ賦課ス

前項ノ標準トナスヘキ營業稅ハ明治四十四年度ノ納稅額ニ依ル

第三條 第一種人頭制ハ商業會議所法第九條第一項第一號第二號ニ該當スル議員選舉權者ニ左ノ區別ニ依リ之ヲ賦課ス

一 等	所得稅納額五百圓以上ノモノ	金 拾 圓
二 等	全 參百圓以上五百圓未満ノモノ	金 七 圓
三 等	全 貳百圓以上參百圓未満ノモノ	金 五 圓
四 等	全 百圓以上貳百圓未満ノモノ	金 參 圓
五 等	全 七拾圓以上百圓未満ノモノ	金 貳 圓
六 等	全 五拾圓以上七拾圓未満ノモノ	金 壹圓五拾錢
七 等	全 廿五圓以上五拾圓未満ノモノ	金 壹 圓
八 等	全 拾貳圓以上廿五圓未満ノモノ	金 七 拾 錢
九 等	全 拾圓未満ノモノ	金 五 拾 錢
拾 等	所得稅ヲ納メサルモノ	金 四 拾 錢

第四條 第二種人頭制ハ商業會議所法第九條第三項ニ該當スル議員選舉權者ニ左ノ區別ニ依リ之ヲ賦課ス

一 等	所得稅納額五百圓以上ノモノ	金 七 圓
二 等	全 參百圓以上ノモノ	金 五 圓
三 等	全 貳百圓以上ノモノ	金 參 圓
四 等	全 百圓以上ノモノ	金 貳 圓
五 等	全 貳拾圓以上ノモノ	金 壹圓五拾錢

第五條 前二條ノ標準トナスヘキ所得稅ハ明治四十三年度ノ納稅額ニ依ル

第六條 本年度經費ハ明治四十四年六月ヲ以テ之ヲ徵收ス

第七條 經費ヲ徵收スルトキハ別紙甲號式ニ依リ通告シ乙號書式ニ依リ領收證ヲ發ス

前項ノ通告ハ納期五日前ニ發送スヘシ

第八條 經費賦課額ニ厘位ヲ生シタルトキハ四捨五入ヲ以テ錢位ニ止ム

發行人 荒川 義興 印刷人 秋山 錦次郎 印刷所 三共社印刷所 發行所 宇都宮商業會議所

宇都宮市一丁目七番
宇都宮市旭町一丁目
宇都宮商業會議所